

## バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制) 見直しを巡る動き

「自己資本の質の向上」を中心に

原村 健二<sup>1)</sup>

Kenji Haramura

滋賀大学 経済学部 / 准教授

今回の世界金融危機は、2007年6月から8月にかけてサブプライム・ローンやこれを原資産とする複雑な証券化商品に投融資するファンドに流動性や資金繰りの問題が発生し、翌2008年9月のいわゆる「リーマン・ショック」により世界中に波及した。一方で、わが国の金融機関の証券化商品等の損失額は、欧米主要金融機関と比較すると軽微なものであったが、内外の金融市場の混乱や実体経済の悪化が銀行経営における株式を中心とした有価証券保有に係る損失不良債権処分損の拡大という形となって影響を受けた。

こうしたなかでG20首脳会合(いわゆる金融サミット)などが開催され、金融危機や金融市場の混乱の再発の防止が主要国の間で合意されたことを受けて、既存の規制や監督規制の見直しや強化に向けた具体的な取り組みが行われているところである。銀行監督の分野においても、現行規制のバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)が今回の金融危機を防止できなかつたとの反省から、主要国の監督当局や中央銀行がメンバーであるバーゼル銀行監督委員会等において、バーゼルⅡの見直しに関する具体的な検討が行われているところである。新規制案は2012年までの実施に向けて2010年末まで策定される予定となっており、わが国のメガバンク・グループの中には、新規制の実施を見据えて、大型増資に踏み切る動きもみられる(2010年5月現在)。

バーゼルⅡの見直しは、グローバルに活動する銀行(国際統一基準行)のみならず、国内基準行が多い地域金融機関にとっても影響が大きいものであり、わが国の金融機関のすべてが新規制の動

1) 滋賀大学准教授及び財務省財務総合政策研究所コンサルティング・フェロー。なお、筆者は、2006年7月から2007年6月まで、金融庁監督局銀行第一課(課長補佐)に在籍し、主要行等におけるバーゼルⅡの実施やリスク管理に関する監督業務に携わった。

向に注目しているところである。本稿では、これまでに合意されたバーゼルⅡ見直しのうち、わが国金融機関に及ぼす影響が大きいと考えられる「自己資本の質の向上」に焦点をあて、新規制が導入された場合の影響と今後の展望について論じることとする<sup>2)</sup>。

## Ⅱ バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)

本章では、わが国においては2006年度決算期より導入された現行規制のバーゼルⅡの全体像を概観するとともに、早期是正措置との関係についての整理を行う。

### 1: バーゼルⅡの全体像

1988年にバーゼル銀行監督委員会において合意された銀行の自己資本充実度に関する国際ルール(バーゼル合意)は、国際的に活動する銀行に対して、少なくともリスクアセットの8%の自己資本を保有することを義務づけるものであり、銀行監督の基本的な枠組み(以下「バーゼルⅠ」として世界各国に普及し、わが国においても自己資本比率規制<sup>3)</sup>として銀行の健全性確保のための規制として定着している。その後の金融取引の技術革新やリスク管理手法の高度化などを背景として、バーゼルⅠの見直しが議論され、2004年には、バーゼルⅡとして最終合意(最終文書の公表は同年6月)され、わが国では2006年度決算期よりすべての預金取扱金融機関に適用されている。

バーゼルⅡは、第1の柱(最低所要自己資本)、第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)、第3の柱(市場規律)の3本の柱からなる基本構造をとる点において、これまで第1の柱に相当する最

低所要自己資本のみを定めていたバーゼルⅠとは大きく異なる規制の枠組みとなっている。なお、第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)とは、金融機関自身が第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討する枠組みであり、金融機関による統合的なリスク管理と金融当局による早期警戒制度に基づくモニタリングが具体的な手法となっている。また、第3の柱(市場規律)は、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める枠組みであり、金融機関に対して、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示<sup>4)</sup>を求めるものである。第2の柱、第3の柱に関する論点にかかる議論は別の機会とし、以下、本稿では、今回の規制見直しの中心となっている第1の柱(最低所要自己資本)について論じることとする。

### 2: バーゼルⅡ第1の柱(最低所要自己資本)

バーゼルⅡの第1の柱(最低所要自己資本比率)においては、バーゼルⅠの枠組みを維持した上で、自己資本比率を計算する上で分母となっているリスク計測に関する見直しが行なわれている。具体的には、信用リスク量の計測方法の精緻化が行われたほか、各銀行のリスク管理のレベルに応じた算出ができるよう計測手法として3つ(標準的手法、基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法)の選択肢が提供されている。また、オペレーショナル・リスクが新たなリスクの計測対象として追加され、同様に、計測手法として3つ(基礎的手法、粗利益配分手法、先進的計測手法)の選択肢が提供されている。このように、バーゼルⅡでは、分

2) 本稿は、滋賀大学経済学部における講義(「信用リスクマネジメント」)の内容をベースに、執筆時点(2010年5月)の情報等を踏まえて記述したものである。

なお、本文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であって、日本国政府(財務省や金融庁)の見解を示したわけではない。また、文中における誤りはすべて筆者の責任である。

3) わが国では銀行法第14条の2の規定に基づく「自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)及び銀行法第52条の25に基づく「連結自己資本比率の基準を定める件」(平成10年大蔵省告示第28号)において詳細が定められている。

4) 原則として、銀行については四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。

図表[1] バーゼルIとバーゼルII<sup>5</sup>における最低所要自己資本の比較

●バーゼルI	●バーゼルII
$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク}+\text{市場リスク}} \geq 8\% \Leftrightarrow$	$\frac{\text{自己資本(従来のまま)}}{\text{信用リスク}+\text{市場リスク}+\text{オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$

(出典)金融庁

図表[2] 自己資本比率における自己資本の構成要素

区分	構成要素
基本的項目 (Tier1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主資本(非累積的永久優先株を含み、配当及び役員賞与の社外流出予定額を除く)</li> <li>・海外SPC発行優先出資証券(Tier1の15%が上限)</li> <li>・その他有価証券評価差損(マイナス項目) 等</li> </ul> <p>※のれん・営業権に相当する額、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額等は控除。なお、主要行においては、繰延税金資産の純額に相当する額がTier1の20%に相当する額を限度として算入が可能。 等</p>
補完的項目 (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他有価証券」の評価差益の45%</li> <li>・不動産の再評価差益の45%</li> <li>・一般貸倒引当金(上記算式のリスクアセットの額の1.25%が上限)</li> <li>・一定の要件を満たす負債性資本調達手段(Upper Tier2としては永久劣後債、Lower Tier2としては、期限付劣後債等) 等</li> </ul> <p>※Tier2の額はTier1の額を限度として算入が可能。また、Lower Tier2の額は、Tier1の2分の1を限度として算入が可能。</p>
準補完的項目 (Tier3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の条件を満たす期間2年以上の劣後債務(原契約期間5年以内)の額</li> </ul> <p>※ Tier1がリスクアセットの4%に相当する額以下の場合には算入できない。また、市場リスクを算入しない場合には、Tier3も算入できない。</p>
控除項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行相互間における自己資本比率向上のための意図的な保有となるみなされる当該銀行相互間の株式、劣後債、劣後ローン等の額 等</li> </ul>

(出典)金融庁告示

5) 分母にオペレーショナル・リスクが追加される一方、信用リスクについては中小企業・個人向けを中心に軽減されるので全体の負担は概ねバーゼルI並みとなっている。また、信用リスクの計測は、国際統一基準行の場合、バーゼルIでは単一の計算方式しかないが、バーゼルIIでは、銀行が「標準的手法」(バーゼルIを一部修正した方式)、「基礎的内部格付手法」「先進的内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に

反映する方式)のうちから自らに適する手法を選択する。なお、オペレーショナル・リスクとは、事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクであり、その計測は、粗利益を基準に計測する手法「基礎的手法」「粗利益配分手法」と、過去の損失実績などをもとに計測する手法「先進的計測手法」のうちから、銀行が自らに適する手法を選択する。

母であるリスクアセットの計測手法に関する精緻化や多様化等の見直しは行われたものの、分子である自己資本に関する見直しは行われていない(図表1)。

図表2は、現行自己資本比率規制において自己資本として算入できる項目をまとめたものである。その中で、中核的資本とも呼ばれる基本的項目(以下「Tier1」)は、原則として株式資本(資本金、法定準備金、剰余金等)で構成されることとされているが、優先株や海外SPC発行の優先出資証券<sup>6)</sup>の算入も認められている。また、補完的項目(以下「Tier2」)として、一定の条件の負債性資本調達手段<sup>7)</sup>や「その他有価証券」の評価益の45%<sup>8)</sup>などの算入が認められているほか、準補完的項目(以下「Tier3」)として一定の条件の期限付劣後債務などの算入が認められている。なお、銀行相互間における自己資本比率向上のための意図的な保有となるみなされる当該銀行相互間保有の株式(いわゆるダブルギアリング)は控除の対象とされている。

また、自己資本への算入には、①Tier2の額はTier1の額を限度として算入が可能(Tier1 $\geq$ Tier2)、②Lower Tier2の額はTier1の2分の1を限度として算入が可能(Tier1 $\times$ 50% $\geq$ Lower Tier2)という算入制限が課されており、例えば、Tier2などの資本性手段を多く保有していても、Tier1を超える部分については自己資本として算入できない。このように、現行規制では、分子の自己資本額の計算(Tier1+Tier2+Tier3-控除項目)の際の算入制限という形で、金融機関に対して資本性の高い資本を求める枠組みとなっている。このほか、主要行には、繰延税金資産の純額のうち

Tier1の20%を超える部分について自己資本への算入が認められていない<sup>9)</sup>。

他方で、バーゼル合意は、あくまでも国際統一基準行に関する合意であり、それ以外の海外に拠点を有しない地方銀行等の国内基準行の規制は、各国の金融当局の裁量(いわゆる各国規制)となっている。わが国の場合、1998年に、早期是正措置と国内基準行への自己資本比率規制(いわゆる修正国内基準)が導入されることにより、海外営業拠点(海外支店または海外現地法人)を有する金融機関には「国際統一基準」が、それ以外の預金取扱金融機関には「国内基準」が適用されるという2本立ての規制となっている。なお、自己資本比率規制における「国際統一基準」と「国内基準」を比較すると、最低所要自己資本比率は、「国際統一基準」の8%以上に対して「国内基準」では4%以上となっているほか、「その他有価証券」の評価差益の取扱い等、自己資本への算入ルールに若干の相違があるものの、基本的には「国内基準」は「国際統一基準」に準じる枠組みとなっている(図表3)。

### 3：早期是正措置

わが国ではバーゼルIの導入時には自己資本比率の数値が持つ意味合いは必ずしも明確ではなかったが、1998年の早期是正措置の導入により本格的な規制化が行われたほか、また、同年の修正国内基準の導入により、その規制の対象が、国内銀行や信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関まで拡大された。

早期是正措置(図表4)は、金融当局が、金融機関の自己資本比率という客観的な基準(数値)<sup>11)</sup>を

6) Tier1の15%までという参入制限あり。

7) うち、永久劣後債務はUpper Tier2、期限付劣後債務はLower Tier2とされている。

8) 国際基準行のみ算入可能。

9) 2005年9月に、自己資本比率規制における自己資本のうち、基本的項目(Tier1)に占める繰延税金資産(純額)の割合(上限)を2006年3月末以降40%、2007年3月末以降30%、2008年3月末以降20%と段階的に引き下げることとする告示の改正が行なわれている。

10) 国際統一基準行における上限は1.25%。

11) したがって、発動に際しての行政の恣意性はない。

図表[3] 自己資本比率規制における国際統一基準と国内基準との比較

1) 国際統一基準(海外営業拠点(海外支店または海外現地法人)を有する金融機関が対象)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要自己資本比率：自己資本比率<math>\geq</math>8%</li> <li>・自己資本(分母) = 基本的項目(Tier1) + 補完的項目(Tier2) + 準補完的項目(Tier3) - 控除項目最低</li> </ul>
2) 国内基準(海外営業拠点のない金融機関が対象)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低所要自己資本比率<math>\geq</math>4%</li> <li>・自己資本 = 「基本的項目」(Tier1) + 「補完的項目」(Tier2) - 控除項目</li> <li>・国内統一基準と異なる点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「その他有価証券」の評価差益については、Tier2及びリスクアセットに算入しない。</li> <li>②Tier2のうち、一般貸倒引当金(上記算式の分母の額の0.625%<sup>10)</sup>が上限)</li> </ul> </li> </ul>

(出典)金融庁告示

図表[4] 早期是正措置の概要

区分	国際統一基準	国内基準	措置の内容
第1区分	4%以上8%未満	2%以上4%未満	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の提出及びその実行命令
第2区分	2%以上4%未満	1%以上2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等の命令
第2区分の2	0%以上2%未満	0%以上1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

(出典)金融庁

図表[5] 早期是正制度の実施状況(1998~2008年度)

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
銀行	0	5	2	2	2	2	0	0	1	0	0
協同組織 金融機関	11	28	13	33	2	4	3	1	0	0	0

(出典)金融庁

用いて、必要な是正措置を適時・適切に発動することで早め早めの金融機関の経営の健全化を促す手段である。早期是正措置の内容は、自己資本比率の水準に応じて4段階に区分されており、それぞれの段階にしたがって、経営改善計画の策定・実施命令(第1区分)、資本増強に係る計画の提出・実施命令(第2区分)、自己資本の充実や業務の縮小の実施命令(第2区分の2)、業務の停止命令(第3区分)等が実施されることとなっている。この早期是正措置の導入により、各金融機関で計測された自己資本比率は、単なる健全性指標としての意味合いとしてだけでなく、その水準が最低所要自己資本比率(国際統一基準8%、国内基準4%)を下回る場合はその水準に応じた具体的な行政措置(銀行法第26条第1項に基づく命令)が発動されるという、極めて実効性の高い規制の枠組みとなっている<sup>12)</sup>。

なお、早期是正措置が発動された場合、金融当局からの金融機関名等の公表は行わないが、証券取引所に上場している金融機関は、証券取引所規則に基づく自主的な即時開示(いわゆる「タイムリー・ディスクロージャー」)が義務付けられている。なお、図表5は、金融庁が毎年1回公表している早期是正措置の実施状況(発動件数)をまと

めたものであるが、これをみると、2004年度までは多く発動されていたが、ペイオフ解禁以降の発動件数が減少していることがわかる。

金融機関にとっては、自己資本規制とは早期是正措置の発動基準としての意味合いも大きく、今回のバーゼルⅡ見直しは早期是正措置の発動基準自体の変更を意味することから、金融機関にとってまた証券市場にとっても極めて注目度が高いものとなっている。

#### 4: 自己資本比率規制の持つ意義

自己資本比率は、図表1から分かるとおり、景気後退期には、(分母である) リスクアセットの増加や(分子である) 自己資本の減少につながり、結果的に、自己資本比率の低下を招く。他方で、金融機関は自己資本比率低下の圧力を回避するため、景気後退期には(分母である) リスクアセットの圧縮(いわゆる貸し渋り等)を行い、結果として景気の悪化がさらに増幅される可能性がある。自己資本比率規制は、このような景気循環増幅効果(プロシクリカリティ)を有していることが指摘されており、今回の新規制案においても景気循環増幅効果の抑制策の導入が提案されている。一方で、自己資本比率を上昇させるためには、分子である自

12) 金融機関の破たん処理の基準にもなっている。

己資本を増やす(いわゆる増資)という対応もあり、金融危機以降、多くの金融機関において自力による増資や公的資本を活用した増資<sup>13)</sup>が行われている。このように、自己資本比率は景気(貸し渋り)対策とも密接に関連しており、自己資本比率規制の一部弾力化<sup>14)</sup>や地域金融機関における公的資本増強も、中小企業金融の円滑化に向けた取り組みとして実施されている。

### Ⅲ | バーゼルⅡ見直しの動き

本章では、今回のバーゼルⅡ見直しの動きを概括し、新規提案の概要を整理するとともに、同規制が実施された場合の国内金融機関への影響について分析する。

#### 1: G20首脳会議等における議論

世界金融危機に対する当面の対応策が議論された2008年に引き続き、2009年は今回と同様の危機が将来再発することを防止する観点から、金融システムの強靭性を強化することを目的とした金融規制の再構築に向けた議論や作業が進められた年でもある。本節では、G20首脳会議や規制見直しの作業主体であるバーゼル銀行監督委員会における議論の推移を振り返る。

##### (1) G20首脳会議における議論

①G20首脳会合(ロンドンサミット、2009年4月2日)

2008年11月に開催されたG20首脳会合(ワシントン・サミット)に引き続き、2009年4月2日にG20首脳会合(ロンドンサミット)において金融規制の監督の強化について議論が行われ、首脳声明の中で、「金融セクター及び金融規制・監督における主要な失敗が危機の根本原因で

あった」ことが確認されるとともに、「景気回復が確実にできれば、銀行システムにおける資本の質、量及び国際的な整合性を改善させるための行動をとる」ことが合意された。

②G20首脳会合(ピッツバーグサミット、2009年9月24、25日)

2009年9月24、25日に開催されたG20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)において、「銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため国際的に合意されたルールを2010年までに策定することにコミットする」ことや、「これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行なわれる」ことが合意された。

##### (2) バーゼル銀行監督委員会等における議論

①バーゼル銀行監督委員会(2009年7月13日)

バーゼル銀行監督委員会において、今般の金融危機の原因となったサブプライム・ローン問題等に対処するため、再証券化商品のリスク・ウェイトの引上げやトレーディング勘定の資本賦課の強化に係る協議文書を発表し、これらの規制見直しを先行して実施<sup>15)</sup>する旨の公表が行なわれた。

②中央銀行総裁・銀行監督当局長官会合(2009年9月7日)

G20首脳会合(ロンドンサミット)での合意に基づき、金融危機の再発防止の観点から、景気回復が確実にできれば銀行の自己資本の質、量を強化していくことが再確認されたことを受けて、中央銀行総裁・銀行監督当局長官会合<sup>16)</sup>において、今後、バーゼル委員会が取り組むべき事項として、①自己資本の質の向上、②レバレッジ比率規制の導入、③流動性規制の

13) 2008年12月17日に金融機能強化法改正案が施行。

14) 2008年12月12日に、中小企業金融の円滑化等に資する取り組みとして、その他有価証券の評価損益の取扱いの一部変更や中小企業向け与信の信用保証協会の別枠化が行なわれている。

15) 2010年末から実施予定。

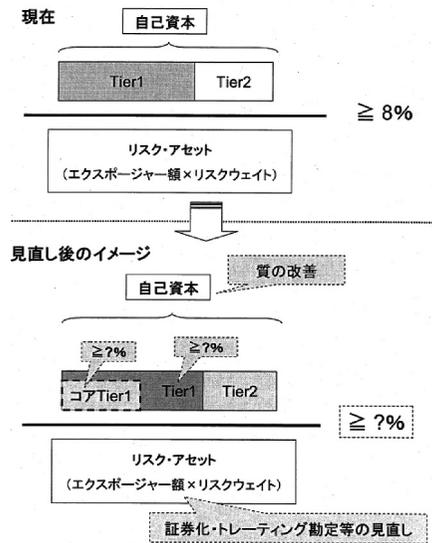
16) バーゼル銀行監督委員会の上位機関。

導入、④景気連動性を抑制するような資本バッファの導入等について2009年末までに具体的な提案をまとめるとされ、その実施に向けては实体经济の回復を阻害しないよう進めていく旨の公表が行なわれた（「世界的な銀行危機に対する包括的な対応に関するプレス・リリース」）。

③バーゼル銀行監督委員会(2009年12月17日)

2009年9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官会合の付託を前進させる形で、バーゼル銀行監督委員会より市中協議文書（「銀行セクターの強靭性を強化するための市中協議案」、以下「協議文書」。）が公表された。同文書においては、①自己資本の質、一貫性及び透明性の向上、②リスク捕捉のさらなる強化、③レバレッジ比率の導入、④景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）の抑制、⑤流動性規制の新たな導入、の5つの分野が含まれている。

図表[6] 規制見直しの概要



(出典) 金融庁

## 2: 協議文書全体の性格及び概要

今回の協議文書で提示された新規制案は、バーゼル銀行監督委員会で議論しているいわゆる叩き台であり、各国からの意見（2009年4月まで）や定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、最終的な規制のあり方は、2010年の後半に改めて検討を行ない、2010年末までに策定することとされている。また、新規制の実施にあたっては、現行規制からの円滑な移行を確保するため、適切な段階的实施に向けた措置や、グランドファザリング（既存の取り扱いを一定期間認める措置）を十分に長期にわたり設定する予定となっている。今回の協議文書で提案されている新規制案の概要は以下のとおりである（図表6参照）。

### (1) 自己資本の質、一貫性及び透明性の向上

これまで各国により取り扱いが区々であった資

本の定義に関し、自己資本の中核部分は最も高い損失吸収力を有する普通株及び内部留保にすること、現行の自己資本比率に加えて、狭義の中核的自己資本の一定比率以上の保有を義務付ける規制を導入する方向とされている。(なお、本分野の詳細は、次節で改めて述べる。)

## (2) リスク捕捉のさらなる強化

2009年7月に公表された再証券化商品のリスク・ウェイトの引き上げやトレーディング勘定の取扱いの強化に関する見直しに加えて、相対の店頭デリバティブ取引や証券貸取に係るいわゆるカウンターパーティ・リスクの信用力の変化に伴う時価変動リスクを補足する枠組み導入する方向とされている。

## (3) レバレッジ比率規制の導入

金融機関における過度なレバレッジを抑制するため、バーゼルⅡを補完する指標としてリスク感応的ではないレバレッジ比率<sup>17)</sup>を導入するが、当面は各国の柔軟な運用を認める形で導入される方向とされている。なお、国債等の流動資産をレバレッジ比率の計算上、総資産(分母)に含めるかについては、改めて検討される予定となっている。

## (4) プロシクリカリティ

### (景気循環変動増幅効果)の抑制

不況時の貸し渋り(信用収縮)により景気後退が増幅することを抑制するため、自己資本を好況時に厚く、不況時に取り崩させる仕組みなどを導入する方向とされている。

## (5) 新たな流動性規制の導入

流動性リスクへの取り組みを強化するため、質の高い流動資産の保有やより長期の流動性の管理の強化を促すための定量的基準を導入する方向とされている。

## 3: 協議文書のうち「自己資本の質、一貫性、透明性の向上」

本節では、今回の協議文書の中より、「自己資本の質、一貫性、透明性の向上」の内容について説明する。今回の協議文書では、①自己資本の定義の変更と②新しい最低基準の設定が大きな柱となっている。

### (1) 自己資本の定義の変更(図表7)

協議文書の中では、普通株式及び内部留保がTier1資本の主要な部分を占めることが明確化され、これまでTier1またはTier2資本に適用されていた規制上の調整(控除項目等)を原則としてTier1資本の主要な部分(以下「コアTier1」)に適用することが提案されている。規制上の調整については、これまで適用のあった「その他有価証券含み損」、「のれん・営業権」、「自己株式」等に加えて、損失吸収力が低いとされる「繰延税金資産(純額)」「その他の無形固定資産」等が新たな調整項目として追加されたほか、金融システム全体のシステミック・リスクを抑制する観点から、他の金融機関向け出資(いわゆるダブルギアリング)の対象範囲の拡大が提案されている。また、会計上の連結対象となる「子会社に対する少数株主持分」はコアTier1からは除外されることが提案されている一方で、「その他有価証券の含み損益」を含むいわゆる「その他包括利益」は、当面、含み損益の両方をコアTier1に含めることが提案されている。

また、コアTier1の明確化に加えて、その他Tier1及びTier2の資本の質を高める提案も行なわれており、Tier1資本は「業務継続ベースで損失吸収力を有する資本」、Tier2資本は「破綻時の損失吸収力を有する資本」であることが明確化され、Tier3資本については廃止が提案されている。さら

<sup>17)</sup> 資本(Tier1または普通株式等)/BS上の総資産+オフバランス項目等

図表[7] 自己資本の定義の変更

現行規制における自己資本の構成

基本的項目 (Tier1)のうち主要な部分	・普通株 (普通株転換権付優先株を含む) 及び内部留保
上記以外のTier1	・上記以外の優先株 ・優先出資証券
補完的項目 (Tier2)	・劣後債、劣後ローン ・不動産の再評価益の45% ・「その他有価証券」の評価益の45%相当額 ・一般貸倒引当金 (リスクアセットの額の1.25%が上限)
Tier1または自己資本全体からの控除項目	・その他有価証券評価差損 ・のれん・営業権に相当する額 ・繰延税金資産(純額) (Tier1の20%を超える部分) ・自己株式 ・他の金融機関 (国内預金取扱金融機関) 及び連結外の子法人等への出資(ダブルギアリング)等
Tier2の取り扱い	・一定の要件を満たす負債性資本調達手段 (Upper Tier2としては永久劣後債, Lower Tier2としては, 期限付劣後債) 等 ・Tier2の額はTier1の額を限度として算入が可能。また, Lower Tier2の額は, Tier1の2分の1を限度として算入が可能。

新規制における自己資本の構成

基本的項目 (Tier1)のうち主要な部分 (普通株式等)	・普通株及び内部留保 (その他包括利益を含む)
上記以外のTier1 (その他Tier1)	・優先株 ・高い損失吸収力を持つものに限定 (条件を明確化) ※経過措置をとった上で質を高める方向
補完的項目 (Tier2)	・一定の条件の下での劣後債、劣後ローン・優先出資証券 (銀行の破綻時に、預金者や一般債権者に劣後して損失を吸収ことが明確なものに限定。ステップアップ金利のついて商品は算入不可) ・一般貸倒引当金 ※経過措置をとった上で質を高める方向
原則として普通株式等が排除される項目	・その他有価証券評価差損 ・のれん・営業権に相当する額 ・繰延税金資産(純額) ・自己株式 ・他の金融機関向け普通株出資化 (ダブルギアリング) の取扱い強化、等※代替案を含めて影響度調査を実施した上で控除項目を統一し適正化
Tier2の取り扱い	・Tier2内の区分を撤廃して単純化。 ・Tier2内の額はTier1の額を限度とする算入上限は撤廃。



(出典) 金融庁・日本銀行

に、コアTier1、Tier1、Tier2の資本区分に含めることが可能な資本の算入要件がそれぞれ明確化されており、現行Tier1からTier2への算入へと変更された「優先出資証券」のうち、ステップ・アップ金利を伴うものは段階的に廃止される予定となっている。

なお、新たな規制資本の分類に基づく各資本の構成要素については、透明性を高める観点から、

第3の柱において会計上の勘定との相違点に係る詳細をあわせて開示することが提案されている。

(2) 新たな最低基準の設定

これまでのリスクアセットに対する自己資本比率に加えて、コアTier1比率、新たなTier1比率のそれぞれについて最低水準を設けることが提案されている。なお、現行Tier2内の区分の撤廃により単純化が図られるほか、Tier2の額はTier1の額を

限度とされている算入上限(図表6参照)があわせて撤廃することが提案されている。前述の自己資本の定義の変更については、今後、代替案を含めて影響度調査を実施した上で、控除項目を統一し適正化されるほか、規制上の最低水準についても調整が行なわれることとされている。

#### 4: わが国金融機関への影響

本節では、わが国の3つのメガバンク・グループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ(この節において「MUFG」)、三井住友フィナンシャルグループ(この節において「SMFG」)、みずほフィナンシャルグループ(この節において「MFG」)の公表資料に基づき、新規制が導入された場合の影響について分析する。

##### (1) 現行規制におけるメガバンクの

###### 自己資本の状況

図表8は、各行のディスクロージャー誌に記載されている2009年3月末時点の自己資本の状況であり、自己資本(現行Tier1等)の構成や自己資本比率、現行Tier1比率が示されている。なお、「子会社に対する小数株主持分」の項目には、現行規制でTier1への算入が認められている「海外SPC発行による優先出資証券」が多額に計上されており、現行Tier1の大きな部分を占めている。また、現行自己資本比率の水準は、MUFGが11.76%、SMFGが11.47%、MFGが10.55%と、3グループとも10%を超える水準となっているが、現行Tier1比率(リスクアセットに占めるTier1の比率)をみると、SMFGは8.22%、MUFGは7.76%、MFGは6.38%とその水準はそれほど高くない。

##### (2) 新規制による影響

協議文書では、大きく分けて、①自己資本の定義の変更、②自己資本比率に加えてコアTier1比

率及びTier1比率の新たな最低水準を導入する、との2つの方針が示されており、協議文書の内容を踏まえ、これら新規制が導入された場合の影響を簡単に試算する(図表9)。

###### ①自己資本の定義の変更

株式資本及び内部留保が中心とされているコアTier1については、「資本金」、「資本剰余金」、「利益準備金」等を算入し、現行のTier1控除項目の「自己株式」、「営業権相当額」、「のれん相当額」や、現行の自己資本額からの「控除項目」に加えて、「優先株の額」、「繰延税金資産(純額)」、「その他無形固定資産」<sup>18)</sup>についても控除する。また、新規制案ではコアTier1に算入可能とされている「その他包括利益」については、試算時点の「その他有価証券の評価損益」はマイナスとなっており、差損相当額を控除する<sup>19)</sup>。なお、Tier1については、先にコアTier1より控除した「優先株」を加える。

Tier2については、現行Tier2に含まれる「一般貸倒引当金」、「負債性資本調達手段」等に加えて、「連結子法人の少数株主持分(海外目的会社の発行する優先出資証券を含む)」を加えるが、「ステップ・アップ金利条項付きの優先出資証券」については控除する。

###### ②新たな最低水準の導入

協議文書で新たに導入される最低水準である自己資本比率、Tier1比率、コアTier1比率は、上記①で求めた自己資本、Tier1、Tier1の金額をそれぞれのリスクアセット等で除することで求められる。この結果として、新規制が導入された場合の2009年3月末時点のメガ・グループの自己資本比率、Tier1比率、コアTier1比率は、それぞれ、MUFGが9.03%、3.83%、3.17%、SMFGが8.57%、0.90%、0.31%、MFGが8.09%、0.64%、

<sup>18)</sup> 「無形固定資産」の勘定のうち「ソフトウェア」、「リース資産」、「その他の無形固定資産」を合計したものである。

<sup>19)</sup> 現行Tier2への算入項目となっている「土地の再評価差益の45%相当額」の取扱いが未定であり、保守的に現行と同じ取扱いとする。

図表[8] 現行のメガバンクの自己資本比率の状況(2009年3月末、国際基準(単体))

単位:億円

	項目	MUFG	SMFG	MFG
1	資本金	16,208	14,208	15,409
2	資本剰余金	18,980	572	4,113
3	利益剰余金	41,686	12,450	6,079
4	自己株式(△)	68	1,240	62
5	社外流出予定額(△)	679	210	1,310
6	その他有価証券の評価差損(△)	8,038	146	5,160
7	為替換算調整勘定	-3,023	-1,290	-1,147
8	新株予約権	46	0	11
9	連結子法人等の少数株主持分	17,823	21,471	20,368
10	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	13,071	17,632	18,868
11	営業権相当額(△)	-	2	-
12	のれん相当額(△)	5,821	1,865	-
13	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	1,007	-	-
14	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	242	421	91
15	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	112	175	546
16	繰延税金資産の控除前のTier1計	75,751	43,350	37,663
17	繰延税金資産の控除金額(Tier1の20%超過分)(△)	-	-	-
18	現行Tier1計	75,751	43,350	37,663
19	うちステップ・アップ金利条項付きの優先出資証券	9,247	5,255	5,240
20	その他有価証券の評価差益の45%相当額	-	-	-
21	土地の再評価差益の45%相当額	1,515	372	1,128
22	一般貸倒引当金	2,868	803	79
23	負債性資本調達手段等	37,792	23,033	27,590
24	うち永久劣後債務	3,641	7,625	7,898
25	うち期限劣後債務等	34,150	15,408	19,692
26	現行Tier2計	42,176	24,209	28,799
27	うち自己資本への算入額	42,176	24,209	27,938
28	現行Tier3(短期劣後債務等)計	-	-	-
29	控除項目(△)	3,128	7,082	3,332
30	自己資本額(18+27+28-29)	114,799	60,478	62,269
31	リスクアセット等	976,114	527,265	589,839
32	自己資本比率(30/31)	11.76%	11.47%	10.55%
33	現行Tier1比率(18/31)	7.76%	8.22%	6.38%

(出典)各ディスクロージャー誌

▲0.97%と、現行規制と比較して低い水準にとどまることが試算結果からわかる。特に、MFGでは、コアTier1比率がマイナスとなるなど、その影響の大きさが顕著である。大きな要因としては、わが国のメガバンク・グループにおいては、「海外SPC発行による優先出資証券」、「優先株」、「繰延税金資産(純額)」の額が大きく、これらの項目が、新規制

案ではコアTier1から控除されることによる影響が大きくなるのがわかる。さらに、「繰延税金資産(純額)」「無形固定資産」に加えて、「ステップ・アップ金利条項付きの優先出資証券」がいずれの資本項目にも算入できなくなることから、全体の自己資本比率の水準も低下することになる。

なお、本試算においては、今後議論される予定

図表[9] 新規制による影響(試算)

単位:億円

	項目	MUFG	SMFG	MFG
1	資本金	16,208	14,208	15,409
2	資本剰余金	18,980	572	4,113
3	利益剰余金	41,686	12,450	6,079
4	自己株式(△)	68	1,240	62
5	社外流出予定額(△)	679	210	1,310
6	その他有価証券の評価差損(△)	8,038	146	5,160
7	為替換算調整勘定	-3,023	-1,290	-1,147
8	新株予約権	46	0	11
9	営業権相当額(△)	-	2	-
10	のれん相当額(△)	5,821	1,865	-
11	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	242	421	91
12	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	112	175	546
13	優先株(△)	6,400	3,102	9,486
14	繰延税金資産(純額)(△)	12,061	8,303	7,146
15	その他無形固定資産(△)	6,391	1,750	3,038
16	控除項目(△)	3,128	7,082	3,332
17	コアTier1計	30,957	1,644	-5,706
18	優先株	6,400	3,102	9,486
19	Tier1計(17+18)	37,357	4,746	3,780
20	一般貸引当金	2,868	803	79
21	負債性資本調達手段等	37,792	23,033	27,590
22	うち永久劣後債務	3,641	7,625	7,898
23	うち期限劣後債務等	34,150	15,408	19,692
24	連結子法人等の少数株主持分	17,823	21,471	20,368
25	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	13,071	17,632	18,868
26	うちステップ・アップ金利条項付きの優先出資証券(△)	9,247	5,255	5,240
27	その他有価証券の評価差益の45%相当額	-	-	-
28	土地の再評価差益の45%相当額	1,515	372	1,128
29	Tier2計	50,751	40,424	43,925
30	自己資本額(19+29)	88,108	45,170	47,705
31	リスクアセット等	976,114	527,265	589,839
32	自己資本比率(30/31)	9.03%	8.57%	8.09%
33	Tier1比率(18/31)	3.83%	0.90%	0.64%
34	コアTier1比率(17/31)	3.17%	0.31%	-0.97%

(出典)各ディスクロージャー誌及び有価証券報告書

となっている経過措置やグランドファザリングの取扱いは一切考慮しておらず、それ以外の項目においても、保守的な見積りを行っているが、わが国の金融機関においては、メガバンク・グループ以外にも、Tier1資本を「優先株」や「優先出資証券」に依存しているところや、「繰延税金資産(純額)」の残高の大きいところも多く、今回の新規制案の内容は、わが国金融機関全体にとって非常に厳しい内容となっていることがわかる。

## 5: 疎かにされてきた「自己資本の質」

今回の新規制案では、「Tier1資本の主要な部分は、普通株式及び内部留保で構成されなければならない」とされており、普通株式転換権付き優先株式については、普通株式に転換されていない間は優先株式であるため、コアTier1に含まれないことが明らかとされた。優先株式は返済や配当の支払義務があり、金融機関の業績が悪い時には緩衝材にならないというのがその理由である。また、公的資金注入によるものも含めて既発の優先株の経過措置等は、今後の議論にゆだねられている。

しかしながら、現在のパーゼルIIの枠組みにおいても、1998年に公表されたプレス・リリース<sup>20)</sup>の中で、「議決権付き普通株式及び内部留保が、銀行のTier1資本の中心的な形態であるべき」とされており、今回の協議文書でその明確化が図られたものと理解すると、決してわが国金融機関を狙いうちにした唐突な規制ということではない。

金融庁においても、これまでも、2005年10月に策定された「主要行等向けの総合的な監督指針

(以下、「監督指針」)」の中で、「自己資本の適切性(資本の質)」項目を新たに設けて、主要行等に対して自己資本の質の向上を求めてきた。具体的には、①自己資本の中で基本的項目(Tier1)が中心の資本構成となっていること、②基本的項目(Tier1)の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっていること(資本金、資本剰余金及び利益剰余金が基本的項目(Tier1)の主要な部分を占めていること)、③自己資本比率規制において算入上限の対象となる資本(海外特別目的会社の発行する優先出資証券、補完的項目や準補完的項目など)に過度に依存しないこと、等を監督上の評価項目としているほか、繰延税金資産の割合が大きい銀行への健全性の観点から留意を行なうこととしている。

また、2005年9月には、自己資本比率規制において、主要行<sup>21)</sup>に対して繰延税金資産(純額)のうちTier1の一定割合(現在は20%)を超える部分は自己資本比率(Tier1)には算入できないとする規制の強化を行なっているほか、監督指針に基づき各事務年度のはじめに金融監督上の重点事項を公表する「主要行等の総合的な監督方針」において、2006事務年度より、「自己資本の質の向上」を監督上の重点項目として掲げて監督を行なっているところである。このように、金融庁において、かなり早い段階から、銀行に対する自己資本の質の向上に向けた監督を行ってきたが、メガバンク・グループは、過去の不良債権処理による自己資本の棄損、公的資本増強とその返済など様々な経緯もあって、その自己の質、量ともに十分な水準には至っていない。このように、自己資本の質の向上に

**20)** 1998年10月28日付パーゼル委員会プレス・リリース(シドニー合意)「議決権付普通株式及び株主の利益に帰属している公表準備金または内部留保が、銀行のTier1資本の中心的な形態であるべきである。(Voting common shareholders' equity and the disclosed reserves or retained earnings that accrue to the shareholders' benefit should be the predominant form of a bank's Tier 1 capital.)」

**21)** 「主要行」とは、みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJフィナンシャルグループ、東京三菱銀行、UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、りそなホールディングス、りそな銀行、中央三井トラストホールディングス、中央三井信託銀行、住友信託銀行をさす。

向けた努力が疎さにされてきたなかで、今回の金融危機の影響も加わり、これまでのつけが回ってきたということができよう。

## IV 今後の展望と総括

本章では、総括として、今回の規制案を踏まえた今後の展望と若干の所感を述べる。

### 1: 今後の展望

協議文書では、最終的な規制のあり方については2010年の後半に改めて検討を行い、2010年末までに基準を策定することとされたことから、2010年の後半から年末にかけて、わが国の金融機関の将来戦略に大きな影響を与える重要な交渉のヤマ場を迎える。

わが国においては、現規制ではTier1への算入が認められている「優先株」や「海外SPC発行の優先出資証券」の取扱いが論点となるであろう。また、同じく邦銀への影響が大きい「繰延税金資産（純額）」<sup>22)</sup>等のコアTier1からの控除項目のメニューについても論点となる。また、交渉においては、新規制の実施時期の明確化、経過措置やグランドファザリングの取り扱いが焦点となるであろうが、わが国交渉担当者には、規制強化の実施及び手順については実体経済に悪影響を与えないように十分配慮すべきといった点についてはこれまで以上に強く主張するとともに、わが国の金融機関や制度の現状や特殊性を十分説明した上で、わが国金融機関に対して国際競争上著しく不利な立場に追い込まれる規制にならないよう、交渉担当者には粘り強い交渉を期待したい。また、「2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行なわれる」とされ

た新規制の実施時期の要件についても慎重な対応が必要となる。

## 2: わが国金融機関への影響

### (1) 国際基準行への影響

国際基準行においては、協議文書で示された最も厳しい規制案のメニューに基づいて自己資本を検証(新規制による試算など)した上で、早急に必要な資本政策をとることが重要である。特に、欧米で業務を行う金融機関にとっては、米国や欧州において、自己資本規制等がバーゼル銀行監督委員会の議論に先行して導入される動きが予想されることから、これらの国で業務を継続するためにも早め早めの対応が必要であり、市場からの信頼を得る前提でもある。なお、前述のとおりメガバンク・グループにおいて新規制を先取りした普通株式による大型増資等への動きがみられるところである(図表[10])。

### (2) 国内基準行への影響

メガバンクや大手地銀のような国際基準行は市場における自力増資が可能であるので、株式の希薄化という懸念はあるものの、どんな規制となっても対応は可能であると考えられる。むしろ、影響がじわじわと出てくるのは、国内基準行が多いいわゆる地域金融機関である。各業界団体が公表している現行規制における自己資本比率(図表11)の水準をみると、地方銀行は自己資本比率が10.85%、現行Tier1比率は8.91%とそれなりに高い水準となっている。また、第二地方銀行は、自己資本比率が9.60%、現行Tier1比率は7.20%と、地方銀行に比べると決して高い水準ではないが、特段危険な水準というわけではない。しかし、個別の金融機関をみると、地域金融機関の中には、自己資本比率が8%未満の金融機関は110(地方

22) わが国の場合、税制における不良債権処理の際の無税償却の要件が厳格となっていることから、当該資産の額が大きいものとなっている。

図表[10] 最近の大型普通株増資の動き

三菱UFJフィナンシャル・グループ	2008年12月：4,000億円 2010年1月：10,300億円
三井住友フィナンシャルグループ	2009年6月：8,600億円 2010年1月：8,000億円
みずほフィナンシャルグループ	2009年7月：5,300億円 2010年5月公表：8,000億円(予定)

(出典) 各IR資料等

図表[11] 自己資本比率の表、規模の表

単位：%

区分	地方銀行		第2地方銀行		信用金庫	
	2008	2007	2008	2007	2008	2007
自己資本比率	10.85	11.03	9.60	9.36	11.80	11.74
現行Tier1比率	8.91	9.15	7.20	7.19	未公表	未公表

(出典) 各業界団体

図表[12] 自己資本のばらつきの図

(2009.3末)

	地方銀行	第2地銀	信用金庫	信用組合
20%～			25	28
15%～20%未満			41	23
12%～15%未満	13	1	60	19
10%～12%未満	31	10	55	9
8%～10%未満	20	27	56	22
6%～8%未満	1	6	35	47
4%～6%未満			7	14
合計	65	44	279	162

(出典) 金融庁資料より筆者作成

銀行1、第二地方銀行6、信用金庫42、信用組合61)存在している(図表12)。このように地域金融機関(特に下位業態)においては経営基盤の弱いところが多い。なお、金融機関によって自己資本の構成は区々であり、その影響を一概に議論することはできないが、経営基盤の弱い金融機関は、概して、優先株(公的資本注入によるものを含む)や優先出資証券(協同組織中央機関からの資本注入によるものを含む)、過去の不良債権処理に伴う繰延税金資産を多額に保有しているところが多く、新たな規制がダイレクトに適用された場合、苦境に追い込まれる金融機関が少なくないと予想されている。国内基準は、国際統一基準の合意を踏まえ、各国の金融当局が、その影響度等を勘案しながら時間をかけて検討・策定を行なうことが通常であり、国内基準が適用される金融機関への規制の適用は当面先となることも考えられる。また、バーゼルⅠからバーゼルⅡへの移行の際には最低所要自己資本比率の水準自体には大きな変更がなかったのに対して、今回の規制見直しは健全性の水準そのものを大きく変更する可能性があることから、前回の見直しのときよりも十分な検討や経過期間が必要となると考えられる。しかしながら、①協議文書において「十分な景気回復」という文言はあるものの2012年までの実施が目標とされていること、②欧米主要国の中では早期の規制実施を主張している国が少なくないこと、③わが国のバーゼルⅡ実施の際は、国際統一基準と整合的な国内基準の適用が同時に行なわれた経緯があること、等を踏まえると、時間の猶予がない事態も考えられる。

### (3) 協同組織金融機関への影響

前述のとおり、信用金庫、信用組合の中には経営基盤の弱い金融機関も多数存在しているが、協

同組織金融機関は、非営利かつ相互扶助性を有する会員組織であり、株式会社である銀行のような機動的な増資がそもそも難しいことから、例えば、国内銀行より緩い基準を設定するという選択も考えられる。しかしながら、下位業態への緩い基準という二重の基準の設定は、あたかも業態自身の健全性の低さを世間に認める形となり、預金者・利用者からの不信任を招くという「風評リスク」を惹起する可能性があることから行すべきではないと考える<sup>23)</sup>。一方で、経営基盤の弱い金融機関が多数存在する現状においては、下位業態(信金・信組)への適用については、国内銀行と基準は同じものとしても、例えば、長期の経過措置(移行期間)を設定し、適用時期を遅らすことは考えられる。

### (4) 資本増強制度への影響

最後に、預金保険法や金融機能強化法の下での公的資本増強の多くは、金融機関の発行する普通株転換付き優先株を国(預金保険機構)が引き受ける形で行なわれている。また、協同組織金融の相互支援スキーム下の業界内資本増強の多くは、協同組織金融機関が発行した優先出資証券を協同組織中央機関が引き受ける形で行なわれている。これらの既発行の優先株や優先出資証券の取扱いについては、当面グランドフェザリングが適用される可能性が高いと考えられるが、これらの資本増強制度の枠組みは、今後ともセーフティーネットとして必要なものであり、国や業界において新たな規制を踏まえたスキームの検討についても必要になるであろう。

## 2: おわりに(総括)

これまでも地域の中小企業金融の円滑化という名目で自己資本比率規制の弾力化が行われてきた経緯を踏まえると、経営基盤の弱い金融機関の

23) 現行バーゼルⅡ第2の柱の金利リスクの監督(アウトライヤー基準)においても、銀行と協同組織金融機関は同じ基準となっている。

中には、「金融当局は甘いルールにしてくれるのではないか」と期待しているところもあるかもしれない。自己資本比率のような大きな規制の変更にあたっては、地域の経済や中小企業への影響を踏まえ、十分かつ適切な経過措置（移行期間）を設定する必要があるのはもちろんであるが、他方で、今回の新規制案における「（金融機関の（Tier1）資本の主要な部分は、普通株式または内部留保で構成されるべき）」という規制の本質について異議を唱える者はいないであろう。金融機関においては、新規制の動向に一喜一憂するのではなく、今回の新規制案の本質を真摯に受け止め、また、今回の「外圧」を契機として、資本政策を含んだ経営体質の強化につながる将来戦略の検討・実行に、危機感を持って、真剣に取り組まれることを期待したい。

また、努力すべき主体は金融機関だけではない。金融機関をめぐる規制がより複雑化していくなか

で、金融監督の現場、特に経営体質が弱く、人的資源も限られている地域金融機関を多く監督する現場においては、金融機関に対するコンサルティング能力がこれまで以上に求められている。金融監督の現場においても業務の多様化や増加により、これまで以上に多忙となっている現状は承知しているが、筆者が考える金融当局の理想形としては、①単なる上意下達の行政や業界団体依存の体質を改め、②金融規制の内容を十分に理解・把握して金融機関に情報を迅速発信・伝達し、③金融機関への適切なモニタリングより金融機関の経営上の問題点を指摘し、④金融機関とともに解決を図る、といったきめ細かな金融監督の実施である。もちろん、そのためには金融当局の職員一人一人の意識改革や研鑽が必要となるが、「金融行政の質の向上」に真剣に取り組む時期が来たのではないかと考える。

#### 参考文献

- Bank for International Settlements(1998) / “Instruments eligible for inclusion in Tier 1 capital”.
- Bank for International Settlements(2009a) / “Comprehensive response to the global banking crisis”.
- Bank for International Settlements (2009b) / “Strengthening the resilience of the banking sector - consultative document”.
- Bank for International Settlements(2009c) / “Consultative proposals to strengthen the resilience of the banking sector announced by the Basel Committee”.
- 北野淳史・青崎稔 (2010) / 『銀行セクターの強靱性を強化するためのバーゼル委市中協議文書』 / (社)金融財政事情研究会 / 「週刊金融財政事情(2010年2月8日号)」
- 佐藤隆文 (2007) / 「バーゼルⅡと銀行監督」 / 東洋経済新報社

## **Debates on Strengthening the Basel II Framework :** **With a Focus on Improving the Quality of Bank Capital**

Kenji Haramura

The G-20 leaders at their financial summit agreed that they will work toward preventing a recurrence of the financial crisis and market turmoil. In response, banking authorities are increasingly realizing that the Basel II framework failed to prevent the financial crisis, and the Basel Committee on Banking Supervision is discussing making enhancements to the framework by the end of this year. Specifically, the consultative documents reveal that the committee is looking to enforce revisions including the following: 1) the core capital shall comprise voting common shareholders' equity and retained earnings, the parts of the capital base most capable of absorbing losses (improving the quality of the capital base) and 2) in addition to the current minimum capital-to-asset ratio, a new requirement shall be imposed on banks to retain the minimum narrowly-defined core capital-to-asset ratio. The revisions to the Basel II framework will have an impact on the entire Japanese banking industry -- not only banks engaging in international transactions (banks subject to the international standard) but also regional financial institutions subject only to the domestic standard. In this paper, I will focus on revisions put forward so far that concern improving the quality of the capital base, and discuss the impact on Japanese financial institutions and the future outlook.

